

# 部活動指導員の概要

- 学校教育法施行規則を改正し、部活動の技術的な指導や大会への引率等を行うことを職務とする部活動指導員を制度化（平成29年4月1日施行）。

## 学校教育法施行規則（抜粋）

第七十八条の二 部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。

※義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については準用規定。

## 部活動指導員の職務

- （1）部活動指導員は、学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）である部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事する。
- （2）部活動指導員の職務は、部活動に係る以下のものが考えられる。
  - 実技指導
  - 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
  - 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
  - 生徒指導に係る対応
  - 事故が発生した場合の現場対応 等
- （3）学校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

## 学校設置者等による体制整備

### 規則等の整備

- 学校の設置者は、部活動指導員に係る規則等を整備する。
- 当該規則等には、部活動指導員の身分、任用、職務、勤務形態、報酬及び費用弁償、災害補償、服務及び解職に関する必要な事項を定める。

### 研修の実施

- 学校の設置者及び学校は、部活動指導員に対し、事前に研修を行うほか、その後も定期的に研修を行う。
- 研修は、部活動が学校教育の一環であることなど部活動の位置付けと教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、生徒の人格を傷つける言動や体罰の禁止等について、十分に理解させるものとする。